

令和5年度第1回  
荒川区児童福祉審議会会議録

日時：令和5年6月29日（木）午後6時30分～午後8時27分  
会場：サンパール荒川3階 小ホール

小林子育て支援課長 それでは、定刻前でございますが、皆さんお集まりいただきまして、ただいまから令和5年度第1回荒川区児童福祉審議会を開催いたします。

私、子育て支援課長の小林と申します。

皆様には大変ご多忙な中、遅い時間にもかかわらず、ご出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

今年度初回の本会となりますので、まず子ども家庭部長からご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いたします。

小堀子ども家庭部長 改めまして、皆さん、こんばんは。4月に子ども家庭部長に着任いたしました小堀です。この会議は4年目になります。最初の2年は子ども家庭総合センターの副所長で参加させていただいておりました。昨年度は事務局であります子育て支援課長として出席し、今年度から子ども家庭部長を拝命いたしましたので、この立場でこの会議に出席をさせていただきます。

この4月、国ではこども家庭庁ができました。それとともに、荒川区では、4月にまず子どもの権利条例ができました。それから、4月には、後ほどこれもご説明いたしますが、クリスマス・フォレスト、児童養護施設も完成して、今、お子さんたちが生活を始めたところです。また、今年度については、来年、再来年から始まります第3期の子ども・子育て支援計画のニーズ調査の年度となっております。いろんなことがめじろ押し、子ども関係のことがこれからも新しいことが異次元の少子化ということでやってくるのかなと思っておりますが、また皆様のご意見なども伺いながら、荒川区の子どもたちのためにしっかり頑張ってまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いたします。

本日もよろしくお願いたします。

小林子育て支援課長 ありがとうございます。

続きまして、河津委員長よりご挨拶と進行をお願いたします。よろしくお願いたします。

河津委員長 委員長の河津でございます。皆様、夜分にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

引き続き、席次表は席上に配付しておりますので、ご覧いただければと思います。

本日出席委員が16名、欠席委員が2名ですが、後藤委員と成重委員でいらっしゃいます。また、会議の定足数は十分に満たしていることをご報告いたします。

なお、会議録作成のために本日の会議は録音させていただきます。会議録については委員の皆様にご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきます。

それから、本審議会につきましては、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第2条の規定により原則公開となっております。本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、入場をさせていただきますたいと思っております。

それでは、どうぞ入場をお願いします。

〔傍聴者入場〕

河津委員長 それでは、事務局から本日の議事の流れについて説明をお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、本日の審議の流れについてご説明いたします。机にお配りしております資料の確認も併せてお願いいたします。

本日は、まず1件目の案件といたしまして、各部会の開催状況についてでございます。資料は資料1でございます。続きまして、2件目の案件としまして、荒川区子ども家庭総合センターの運営状況についてでございます。資料は資料2でございます。続いて、3件目の案件として、令和5年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策についてでございます。資料は資料3でございます。続きまして、4件目の案件では、荒川区子ども家庭総合センター一時保護所第三者評価の実施について（報告）でございます。資料は資料4-1、資料4-2でございます。続いて、5件目の案件といたしまして、荒川区子どもの権利条例の制定について（報告）がございます。資料は資料5-1、5-2でございます。最後に6件目の案件として、児童養護施設（クリスマス・フォレスト）の開設について（報告）がございます。資料は資料6-1、6-2でございます。

本日の流れは以上になります。

また、本日ご発言いただく際は、お手元のマイクをご使用いただければと思います。よろしくをお願いします。

事務局からは以上となります。河津委員長、よろしくをお願いいたします。

河津委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

初めに、各部会からの審議内容の報告になります。

まず事務局から部会ごとに説明をしていただき、それぞれの部会長からコメントを頂戴したいと思っております。

まず里親部会について、事務局からお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、お手元の資料1をご覧ください。令和5年1月から6月の半年間におきまして、各部会でご審議いただきました内容でございます。

1枚おめくりいただきますと、里親部会の審議内容について記載してございます。里親部会につきましては、令和5年1月以降3回開催いたしました。審議内容につきましては、1月に開催されました第4回は養子縁組里親2件についてご審議いただき、承認となっております。また、報告事項として、里親登録の更新件数についてご報告をさせていただいております。

3月に開催いたしました第5回では、養子縁組里親1件についてご審議いただき、承認となっております。

令和5年度、今年度に入りまして、第1回におきましては、養子縁組里親、養育家庭の

二重登録1件についてご審議をいただき、承認となっております。

ご報告は以上になります。

河津委員長 それでは、坂井部会長、お願いいたします。

坂井里親部会長 4件について、いずれも承認という結果になりました。4件のうち1件は里母さんが体に重い障がいのある方というご夫婦です。また別の1件は、里父さんがメンタルの面で障がいを持っている方ということで、4件のうち2件はご夫婦のどちらかが体あるいは心の障がいをお持ちの方、それでも子育てしたいということで申請をしてこられたというケースでした。もちろん、子どもの安全最優先ということで委託児童の検討をしていただくとともに、せっかく里親登録された方々が力尽きたりとか、あるいは事故が起きてしまったりとかして、残念な思いをすることがないように、子どものことと、せっかく登録してくださった里親さんのこと、両方ご配慮いただいた上で委託と支援を進めていただければなと強く思っています。よろしくお願いします。

河津委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、権利擁護部会につきましては、この期間、開催がありませんでしたので、保育部会について事務局からお願いいたします。

小林子育て支援課長 お手元の資料1の3ページをご覧ください。保育部会につきましては、令和5年1月以降、1回開催してございます。審議内容につきましては、3月に開催されました第4回では、新設認可保育所、保育所型認定こども園の黒川幼稚舎の設置認可1件をご審議いただきまして、承認をいただいております。

ご報告は以上になります。

河津委員長 ありがとうございます。師岡部会長からお願いいたします。

師岡保育部会長

ただいま事務局から報告がありましたとおり、前回の本審議会の後、3月22日、オンラインにて会議を行いました。そして、新設の保育所の認可申請を審議いたしまして、結果としては承認ということを決議いたしました。

ちなみに、この新設の認可保育所ですけれども、昨年度の部会第2回目において既に計画承認しておりました。その時点では法人関係、建物関係を中心に計画の中身を確認したところですが、第4回目の3月22日の際は、職員配置、施設長の資格等、最終的な設置認可というところの審議を丁寧に行いました。

なお、部会としては、答申の際にこの新設園、学校法人黒川学院というところが担い、運営をしていくわけですけれども、法令的な意味合いの職員配置等には問題はないですが、母体が幼稚園、最終的には学校教育法に基づく保育の運営をされていたということもあり、今回認可するものは保育所型の認定こども園、実質保育所ということもありますので、児童福祉法、さらには保育指針の内容を踏まえて、充実した保育を行っていただきたい。その際には、区ともよくやり取りし、区からの助言指導を受けながら進めてくださいという

ような意見を申し添えた上で承認ということになりました。

以上です。

河津委員長 ありがとうございます。

保育部会も、いろいろ気がかりな部分について部会でやり取りを相当やっておられました。里親部会もそうですけれども、そこで通った後で実際にスタートした後の区からの支援、指導をしっかりとやっていただければいいのかなと思っております。

フォスタリング機関が民間に変わったのはよかったと思うんですけども、里親さんたちは、児童相談所の職員のいないところで本音を語りたいというのが本音ですので、そういう意味では、フォスタリング機関がそこに関与することはいいことなのですが、二葉乳児院から今度、区内の児童養護施設にフォスタリングも変わるようですので、その辺りをスムーズに引き継いでいただければと思っております。

それから、死亡事例等検証部会ですけど、事務局からお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、お手元の資料1の4ページをご覧ください。死亡事例等検証部会につきましては、重大な事案が発生した段階で開催するのではなく、児童虐待に係る荒川区の取組や重大事案の予防のためにご意見をいただく機会として開催してございます。

令和5年1月以降では、6月に令和5年度第1回を開催させていただいております。事例検討といたしまして、他の自治体において発生いたしました児童虐待重大事故を基にした荒川区の対応と今後についてご報告し、ご意見等を頂戴いたしました。

ご報告は以上になります。

河津委員長 ありがとうございます。

こちらは、私が部会長を兼ねていますので、死亡事例だけではなくて、「等重大事件」に関してという国の指針もそうなっていますので、ところが、「等重大事件」も荒川区には存在していなかったもので、そのときに年1回どういふことで検証委員会の勉強会を続けていくかということで、今回は東京都の死亡事例等検証委員会報告の中の1つの事例を使って、事例研究を行いました。報告書に書かれているものだけでは情報が不十分ですが、今回は国の第18次報告にも同じ事例が載っていましたので、事務局は都の事例に入っていない部分は国の事例から補ってくれたりしました。

それから、後藤委員が事件そのものを記憶されていて、インターネットで検索してくれたものですから、そこからも少し情報が入ってきました。

そのようなことで、どういふ家庭状況で、どういふ生育歴があって、関係機関とどういふやり取りがあってそこに至ったのかという全体がなかなか都の報告書だけでは読み取りづらい、国の報告書だけ読んでもやっぱり分かりづらい、その分からない部分を様々に見立てをして、こういう場合はこういうことが想定できるんじゃないか、そういう議論をいろいろさせていただいて、私としては、言い方は誤解を招くといけないんですが、非常

に面白く、意義のある会議になったと思います。

それから、死亡事例については、国のCDRという、チャイルド・デス・レビューが2020年からモデル事業で始まって、今のところ7自治体の実施していて、国が補助金を出していると。今年度は9自治体に増えるようですけど、過去のパイロット検討でも、5つの自治体のケースを全部調べると、子どもの死亡事例ですと5歳刻みでやっていると。後半の14歳から上では自殺が第1位になりますし、不慮の事故というものも第2位ぐらいに上がってきたりしますので、過去のパイロットスタディでは、本来は全国の5,000件ぐらいの児童の死亡事例に当てはめると、350人ぐらい本当は虐待死がいるのではないかというのも出ています。

それから、文科省のいじめ問題、不登校等の統計の中に出てくる死亡でも、80件ぐらいは背景が分かっている中で、家庭の不和とか父母の叱責というものが80数件あるわけですから、児童相談所がつかんでいる50件前後の死亡例と心中が20件前後というのは、多分少ないんだろうと思います。国も報告書は大体担当する課が新聞記事を拾っていて、各都道府県も自分の都道府県の中で起きたものを拾い上げているだけですので、どれぐらい実数に近いかどうかはいまだに不明なものがあって、日本の場合、CDRが法制度化されると、もっと具体的になってくると思います。ただ、死亡事例等検証部会としては、年に1回ですけども、もし荒川区で何か起きたときにはすぐ対応できるように準備をしているというところがございます。

それでは、続きまして、2件目の案件について、荒川区子ども家庭総合センターの運営状況を所管課からお願いいたします。

石塚子ども家庭総合センター所長 それでは、私から、荒川区子ども家庭総合センターの運営状況について説明をさせていただきます。お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

まず最初に、経路別相談受付状況でございます。令和4年度の相談受付件数は、右下にございますけれども、1,052件になります。令和4年で相談が多かった経路としましては、家族・親戚、右から4列目になりますけれども、276件、次いで中ほどにございます警察等が247件、表の右にありますその他143件、それから近隣・知人88件、学校81件となっております。表の一番右のほうにありますその他は143件と多くなっておりますけれども、きょうだい受理等の件数を計上してございます。

資料をおめくりいただきまして、種類別相談受付状況でございます。資料一番上の行に養護、保健、障害など相談の種別ごとにくられておりますけれども、一番多かったものが一番左の列にございます養護相談でございます。児童虐待とその他を合計しまして666件、全体の相談件数が1,052件ですので、養護相談が6割以上を占めています。次いで育成相談の合計が140件、障害相談の合計が118件となっております。

その他に含まれる内容ですけれども、左から2列目の養護のその他150件には養育困

難等が計上されております。一番右のその他92件につきましては、措置延長等が計上されております。

表の一番右の列に年齢ごとの件数の合計を記載しております。一番多いのは6歳でございまして、84件、次いで、その下の行にあります7歳が81件となっております。7歳については一番左の列、児童虐待を見ていただきますと、46件で、虐待の件数が一番多い年齢となっております。

同じページの右の表、2-2をご覧ください。この表の一番下の合計が516件でございしますが、この516件は左の表の一番下、児童虐待の516件の合計と一致しております。児童虐待の内訳といたしましては、心理的虐待が332件と虐待の6割以上を占めており、次いで身体的虐待が135件、保護の怠惰・拒否（ネグレクト）が45件、性的虐待が4件となっております。

資料をおめくりいただき、種類別相談対応件数をご覧ください。表の一番上の業に面接指導、児童福祉司指導、児童委員指導など、児相として対応した種別ごとにくくられておりますけれども、一番多かったものが面接指導でございまして、助言指導、継続指導、他機関あっせんを合計しまして、812件、全体の対応件数が右下にございますように959件でございまして、面接指導が8割以上を占めております。次いで、その右の列にございます児童福祉司指導が65件となっております。一番右のその他57件につきましては、措置延長等が計上されているというところでございます。

表の真ん中辺りの列、児童福祉施設の入所をご覧くださいと、令和4年度の施設入所は10件、そこから右に3つ隣、里親委託は2件、そこから右に2つ隣の障害児施設等への利用契約は6件という形になってございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

河津委員長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましては、各委員の皆さんからご意見等があればお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

師岡委員、どうぞ。

師岡委員 私、保育部会長ということがありますので、質問をさせていただきます。2ページ目、種類別の相談受付状況ですけれども、障害の項目の中で発達障害は、6歳まで見てみますと、相談の中身全部ということになっていきますね。子ども家庭総合センターが取り扱った例は完全に児相に相談が向けられたということですから、全体の子どもさんの実情を表しているわけではないとは思いますが、ゼロというのがその隣の知的障害という件数と比較したときに、どういう区分をされているのか。発達障害ゼロというところも気になったので、その点を教えていただければと思います。いかがでしょうか。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず知的障害の件数につきましては、愛の手帳の申請が非常に多く来てございますが、児相が東京都から下りてきた事務ですので、

こちらの件数が112件となっております。

それから、発達障害の件数が少ないことについてですが、純粋な発達障害の相談は直接的にはないですけれども、例えば育成相談の中の性格行動、こういったところの相談を聞いていくと、その背景に発達障害があったというケースは多々ございますので、この表の中の件数には出てきてございませんが、発達障害が背景となって育成が困難となっているケースがございます。

師岡委員 そうしますと、知的障害というのに分類されている中に、例えば自閉症とかアスペルガーとか連携して入ってしまっているということですか。一般的には多分発達障害と分けて把握すべきだと思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 知的障害の112件につきましては、愛の手帳の申請の件数が含まれているので、かなり多くなってございまして、障害の特性に応じた分類という形では、右の育成のくくりの中の性格行動でしたり、育児・しつけなど、そちらに入っているケースもございます。

菊池子ども家庭総合センター副所長 ちょっと補足をさせてください。

師岡委員のおっしゃるとおり、実情として発達障害であれば、発達障害に分類すべきかと思うんですけど、ここの相談受付は、私どものやり方としては、あくまで入ってきた状態のものを集計しておりまして、発達障害の相談をしたいと言って入ってくるものがなかなかないので、実際としては、性格行動相談であったり、育児・しつけの悩みを訴えられている中で、いろいろな心理検査などをすると発達障害が出てきた、あるいは一時保護をしている子どもの中に、主訴ではないんですけども、相談担当課長から申し上げたとおり、背景として発達の問題もあるなという子どもは確かにたくさんいるんですけども、あくまでも統計上の処理としては、入ってきた第一段階のものを集計していますので、発達障害ですという相談で入ってきたものはないものですから、このような集計となっております。

師岡委員 分かりました。主訴の段階の分類を示しているということで、必ずしも実態を表しているということではないのですね。だとすると、より実態を、また、受付状況から見て、なるだけ反映するようなものをお示しいただくとわかりやすいと思いました。それこそ、ページでいうと一番上にありますけど、受付として、子ども家庭総合センターも積極的に利用できる、あるいは利用すべきだろうというふうにお示しいただくと、例えば保育所とか認定こども園とか幼稚園などが目を向けてくださると思います。またそういった連携も進むかなと思ったものですから、次年度以降、工夫できる余地があれば、またいろいろ検討いただければありがたいなと思いました。ありがとうございました。

菊池子ども家庭総合センター副所長 ご指摘ありがとうございます。もう一つだけ、ただし、前回の本会の際にも同種のご質問をいただいたと思うんですけど、そのときもお答えしたのが、実は子ども家庭総合センターよりも、荒川区では近隣にたんぼぼセンター

という区立心身障害者福祉センターが古くから実践の経緯がありまして、恐らく区民の皆様は、発達障害で相談したいというと、たんぼぼセンターにご相談を寄せられているケースが多いのかなと。それくらい区民の皆様に基づいているところがありますので、そういった地域的な特徴もあるのかなと考えています。

集計の今のご指摘については、検討させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

師岡委員 ありがとうございます。

河津委員長 これは国の統計の書式に従って統計を取っているために、どれか主たるもの1つで取っていることによる弊害なんですよ。複合的な統計になっていないので、どうやら韓国なんかは、虐待も複合的虐待という取り方もあるようですから、どれが主であって、副がどれであるかという統計を取れば、複雑になるんですけど、もうちょっと実態に近くなるんですよ。

ですから、国の統計は必ず縦横が一致するように計算していますので、そこも限界があって、この統計を読んで、どういうイメージを描けるかということ、非常に大きな問題があるんですよ。発達障害自体は非常に大きな課題ですから、別の教育部署で取っているのか、どこで取っているか分かりませんが、別に児童福祉審議会としてそういう統計は別に欲しいと。国の統計だけでなく、別途、荒川区の児童福祉審議会としてはこういう統計も出してほしいということであるならば、そういうお願いはできるんじゃないかと思うんですよ。

ということで、恐らく様々な職場で発達障害の課題を抱えているお子さんを引き受けていらっしゃるの、何かそういう工夫も考えておいていただけたらという気がいたします。

そのほかにはいかがでしょうか。

長谷川委員 私、多様な現場をよく分からないので、単純な質問なんですけれども、受付が全部で1,052件に対して、対応が959件になっていまして、93名は対応していないと考えたら、その年度では対応できなかったのかどうなのかについて、この数字が一致しないのは、対応していない、ペンディングになっている。どうなんですかね。特に養護関係でも、516人が35人はどうなったんだろうかみたいな。

それから、もう一つ、資料2-2で児童虐待相談受付状況と種別であるんですが、同じように対応でもこういう具合に分けてやっていただいたほうが、せっかくここで4種類に分けたんですから、対応も4種類で表に入れていただければ分かりやすいかなという具合に思います。

以上です。

河津委員長 事務局でお答えいただけますか。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず、ご質問の相談件数と対応件数の差についてでございます。相談件数は受理した日を基準にカウントしてございます。逆に対応

件数は、援助方針会議の中で対応方針を決定した日を基準にカウントしてございます。例えばの例ですと、令和4年度の最後の日、令和5年3月31日に受理したものについては1とカウントされます。しかし、受理したものがすぐに対応方針が決定しないため、年度を超えて対応方針を決定した場合は、その分の対応は令和5年度にカウントされる形になります。

そのように、受理してから方針を決定するまでの間に年度をまたぐとカウントにずれが生じてしまうケースがございますので、逆に今回のケースは、相談件数に比べて対応が少なくなってしまうかもしれませんが、令和4年度早々に対応方針が決定したものについては、令和3年度のものもカウントされているということもございます。

長谷川委員 ありがとうございます。対応していないということではないんですね。対応していないのかなと、それは大変なことだなと思ったので、どうも失礼しました。

それから、もう一つ、表なんですけども、受け付けて、児童虐待、非常に大変な課題ですけども、細かくどう対応したかという表があればいいなという具合に思います。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 この表の作りについてのご質問でございますが、全体の作りにつきましては、先ほど河津委員長からお話あったように、国の様式に沿って作ってございますので、細かい分類につきましては、検討させていただきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

長谷川委員 ありがとうございます。

河津委員長 相談と対応は若干タイムラグが生じる場合があるわけですが、ある時点ではこういうふうにクロスさせて整理されたということなんですね。3月31日時点で対応が決まらなかったものについても、一応3月31日時点ということで行っているということなんですね。対応に関しては後追いも中には含まれるんですか。

菊池子ども家庭総合センター副所長 あくまでも、3ページの対応件数は3月31日時点で方針が出たものなので、その後年度をまたいで方針を出したものは、翌期の表に出てくるという形になります。

長谷川委員 ありがとうございます。懸念は、延ばし延ばしがいつの間にか消えてしまうというのがあるじゃないですか。後追いでちゃんと追っているかどうかという問題が気になります。

菊池子ども家庭総合センター副所長 児相の案件の進行管理は厳にやっていますので、入り口で入ってきたものが宙ぶらりんになってどうか分からないというのは、絶対にしないということで進行管理を厳にやっています。今お示ししているのは入り口と出口のところですけども、内部では定期的に進行管理をやっていますので、宙ぶらりんになって結論づけをしないで終わってしまうというものはないようにしています。それをやるということは、担当者が個人で抱えて事故死しても所として把握していなかったということを経験してまいりますので、それは絶対にないように業務を進めております。

河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、松岡委員。

松岡委員 先ほど副所長がおっしゃられたように、荒川区には乳幼児と発達の相談などをする単独センターがあって、その並びに児童相談所ができたので、保護者が相談しやすい状況になっていると思います。

2 - 1の種類別相談受付状況の不登校のところなんですけれど、不登校の件数が少ないと感じました。不登校に関しては相談しにくい案件なのかなと思ったんですが、小学校、中学校で不登校児童がどのくらいいるかという把握というのは、どこかの部署でされているのでしょうか。

菊池子ども家庭総合センター副所長 不登校も、まずは学校で担任の先生がご家庭にどうしましたかと働きかけをして、それで難しいケースは教育委員会に教育センターという部署がありまして、ここは不登校といじめを第一義的に担当しております。そこでさらに家庭の虐待の問題やネグレクトの問題があるもので、一番困難なものが児相に上がってくるというイメージですので、ここに載っている不登校というのは、その件数になります。

ちなみに、中学校の不登校の総数が今、手元にあるんですけど、令和5年1月現在で約200名という数字になっています。

以上です。

松岡委員 ありがとうございます。

河津委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 昨年、訓戒・誓約が、1ケースあったということで、これをどういうようなケースにどういうふうに使っているのか質問をしたと思うんですが、今年度さらに増えて2件になっているということで、ここの背景と、相談の面接指導のルートに乗せずに訓戒・誓約という位置づけにしたということは、どういうようなケースにどのように使われたかというのを伺えたらと思います。

河津委員長 事務局でどうぞお願いします。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 令和4年度における訓戒・誓約の2件についてですが、こちらはきょうだい2人がございまして、その2件になってございます。こちらのご家庭は、ネグレクトでしたり身体的虐待、心理的虐待等、複数回児童相談所で対応しているケースでございました。こちらは児童福祉司指導をかけるとともに、誓約書を提出させたものでございまして、誓約書の内容といたしましては、児童相談所や生活福祉課の訪問や来所を受け入れること、訪問看護を導入し、服薬や体調の管理をお願いすること、子どもたちが安心して生活できるようにすること、子どもたちの前でけんかをしない、泥酔状態にならない、子どもたちを置いて外出しないなど、ほかには子どもたちを学校、幼稚園など所属へ通わせること、こういった内容の誓約書を提出してもらってござい

ます。

鈴木委員 児童福祉司指導との併用ということで安心しました。実際の効果というか、その後、どんな感じになったのかというのを差し支えない範囲でお伺いできればと思います。

河津委員長 どうぞ、事務局で。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 こちらは先ほども申し上げたように、複数回児童相談所に対応しているケースでございます。今も司指導を継続しながら、定期的に面談等をしている状況でございます。

鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

相談経路別も、警察等が1,052件のうちの247件ですから、全体にバランスは取れている、相談受付状況なんかも非常にバランスよく、いろいろなところから相談が集まっていて、そういう意味では、荒川区の児童相談所という特色が出ているような気がしますし、全体としてはそんなような見方ができましたけれど、心理的虐待は多いですよ、虐待の中でもさすがに。

齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 今年の件数とかは分かったんですけども、区に児童相談所ができて、どのくらい相談件数が増えたかとか、そういうのをちょっと教えていただくとありがたいなと思いました。

河津委員長 どうぞ、事務局をお願いします。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず、令和2年度につきましては1,228件、令和3年度につきましては1,186件、令和4年度につきましては1,052件という形で少しずつ減ってきている状況でございます。

齋藤委員 減ってきているということは、反対に、相談して、いい意味で安定してきたという状況なんですかね。普通だとどんどん相談しやすくなって、増えていくのかなと思ったりして、そうではなくて、荒川区が丁寧にやることによって安定してきたという捉え方なのか、ちょっと教えていただくと。まだ3年なので、それほど分からないかもしれないんですけど、教えていただくとありがたいなと思いました。

菊池子ども家庭総合センター副所長 お答えいたします。

私たちも3年間で、22万人の区民でございますので、私たちの支援が行き渡ったという実感はひしひしと感じているんですが、ただ、国や都の統計でも微増の状況でありますので、私たちの対応で減ったというのは、ちょっとまだ早いのかなと。もう少し推移を見させていただいて、確実に右肩下がりであればそういうような検証も出ますけども、今年は少し変動の範囲なのかなと分析しております。

河津委員長 それでは、まだ案件がありますので、最後にまた時間が余りましたら、全

体的にご質問等をお受けしたいと思います。

それでは、3件目、荒川区の主な子ども・子育て支援施策について所管からご説明をお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、資料3をご覧ください。令和5年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策についてご説明いたします。

子ども・子育て支援施策につきましては、荒川区の目指すべき将来像「幸福実感都市あらかわ」の都市像の1つ「子育て教育都市」に位置づけられてございます。本日、時間の関係もございまして、この中から主なものを説明させていただきます。

なお、予算額等につきましては、記載のとおりとなりますので、ご確認いただければと存じます。

まず1ページの(1)高校生等医療費助成事業でございます。令和5年4月より子ども医療費助成の対象を高校生等にまで拡大するものでございます。区におきましては、都が設ける所得制限並びに自己負担額を区で負担しているものでございます。

(2)子どもの居場所事業の拡充及び子ども食堂等の推進でございます。区内で子どもの居場所や子ども食堂の活動を行う団体を支援するものでございます。また、令和4年度よりアウトリーチ型の活動に要する経費の一部も補助を開始してございます。引き続き子どもの居場所、子ども食堂の開設支援を行うとともに、あらかわ子ども応援ネットワークという団体同士が集まるネットワークも構築されてございますので、こうした活動の支援も引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

同じページで(5)の医療的ケア児の受入れ体制の整備でございます。医療的ケア児の地域生活の支援の向上を図るため、保育所等で集団保育を希望する医療的ケア児を受入れできるよう、区内保育所等の体制整備を支援するものでございます。具体的には、看護師や保育士の配置に対する補助や研修に要する費用、医療的ケア児の受入れのための設備の整備費用等の補助を行うものでございます。

続いて、2ページをご覧ください。(7)ケアリーバー支援の実施でございます。児童養護施設や里親などの社会的養護を離れて就職や進学する若者に対しまして、家具や家電等を購入するための一時金の支給、また、民間賃貸住宅を借りる際に連帯保証人を立てられない場合に保証会社に支払う保証の一部の補助、また、就職先での活用や進学者の将来のキャリアアップにつながる資格、また、運転免許の取得に係る費用を補助するものでございます。

同じ2ページで(9)若者相談支援体制の整備でございます。令和4年12月から若者の相談受付を始めてございます。悩みに応じて適切な機関につなげるワンストップ相談事業をスタートしてございまして、今年度からはLINEを活用した相談をスタートしているところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。(13)児童相談所業務における通話音声分

析・モニタリングシステムの導入でございます。相談に迅速かつ適切に対応し、虐待の未然防止と早期発見を図るため、通話音声の文字化等を行うことによりまして、スーパーバイザー等が通告の内容を共有できるシステムを導入するものでございます。

少し飛びまして、6ページをご覧ください。(26)の教育相談体制の充実でございます。児童相談所などとも連携することの多い教育センターのスクールソーシャルワーカーについて5名増員しまして、総勢10名の配置とすることで、子どもを取り巻く課題の解決のための相談体制を強化する事業でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

河津委員長 ありがとうございます。

「新」は全く新しい施策で「レ」というのはレベルアップと考えてよろしいでしょうか。

小林子育て支援課長 ご説明が不十分で申し訳ございません。「新」という囲いがあるマークにつきましては新規事業、「レ」というマークがありますのがレベルアップ、いわゆる充実事業と整理をしております。

河津委員長 いろいろ興味深い施策がたくさん並んでいるんですけど、ご意見とかご質問があればお願いします。川松委員さん、どうぞ。

川松副委員長 2点ありますが、まず1つは高校生の医療費の無償化であるとか、小中学校の学校給食の無償化であるとか、暮らしに困難を抱えるご家庭に対して、暮らしやすく学びやすい環境をつくっていくということで大変いい施策だなと、積極的にこういった施策に取り組んでいただいているということに敬意を表したいなと。大変有効な施策ではないかなと思います。引き続き暮らしに困難を抱える可能性のあるお宅に対して、コロナの影響も残っていますし、また、物価高騰の中でますます追い詰められているご家庭がたくさんおられますので、引き続きさらに拡大して、支援を充実していただけたらなと思います。学校教育でも私費負担部分をできるだけ軽減できるような施策も考えられると思いますので、引き続き継続して検討いただけたらなと思います。

すばらしい施策を取り入れていただいていると思うんですけど、あとは、ケアリーバー支援も新規事業として立てておられて、これも社会的養護を離れた後、苦勞しておられる若者が多い中で、大変有効で助けになる施策だと思うので、高く評価したいなと思います。ただ、まだ足りないだろうなと思うところがいろいろあります。例えば入学金で苦勞していたり、その後、相談するところがなくて困っておられたりして、住宅支援にプラス相談支援が加わっていくとさらにいいだろうなという気がしたりします。

教育相談体制の充実のところでは、スクールソーシャルワーカーの方を充実していらっしゃるというのもとてもいいことだなと思うんですけども、問題は、恐らく非常勤でいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよね。可能であれば常勤化していただいて、安定してスクールソーシャルワーカーとして活躍していただけるような条件が整ったらいなと思いますので、引き続き検討していただけたらなと思います。

2点目は、ちょっとどこでお聞きしたらいいのか分からないので、ここで出しているんですけど、昨年度の児童福祉法改正で子どもの権利擁護に関する仕組みづくりが自治体に求められるようになりまして、とりわけ子どもの意見表明支援の仕組みづくりが求められているところですけども、区として来年度に向けて、子どもの意見表明支援の仕組みを入れていく方向で検討されているのか、もし具体的に何かプランを検討していらっしゃるのであれば、教えていただけたらなというふうに思います。あるいは児童相談所でも、措置等を検討したり解除したりするときには意見聴取することが法的に定められていて、そのための児相としての仕組みづくりも必要になってくると思うんですけど、そういった子どもの権利養護に関する区としての仕組みづくりについての検討状況について、可能な範囲で教えていただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

小堀子ども家庭部長 他の部署に関わることで、まず私からご回答させていただきます。

教育相談体制の充実、確かに、こちらは非常勤になっています。なかなか専門資格を持った方を常勤で増やすということが、一方で行政改革もいろいろ考えなきゃいけないというのが私たちの役割でもありますので、なかなかそのバランスの中で難しいところがあるというのが実態です。ただ、これについては、常勤化することで優秀な職員が集まってくるという面もありますので、ここについては全体の施策の中で考えてまいりたいと思っております。

また、今、ご質問のあった子どもの権利擁護の件については、後ほど権利条例のところでご説明しようかなと思っていたので、そこで改めて付け足しながらご説明をさせていただければと存じます。児童相談所のところだけ今、ご回答差し上げます。

菊池子ども家庭総合センター副所長 児童相談所の対応についてご回答いたします。

児福法改正で措置決定後とか、いろいろな方針が出た後で折々でというのは、私たちもこれから検討するところですが、今現在実施しているところでは、まず一時保護の段階では、意見用紙をきちんと手渡して、児相や保護所の職員でない意見表明支援員があなたの意見を聞く仕組みがありますという制度は、当然ですが、取り入れております。

それから、一時保護所にも目安箱のような、意見表明箱、こちらは鍵がかかっておりまして、児相や一時保護所の職員は開けられない状態で、本庁舎の職員が週に何回か意見用紙を取りに来るといのは、子どもたちも見える状態で、ちゃんと別の人が取りに来てくれているんだなということで、意見があれば聞く仕組みというのを導入しております。法改正やほかの児相のいいところを取り入れてブラッシュアップをしてまいりたいと思っております。

以上です。

河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

片倉委員、どうぞ。

片倉委員 9番の若者相談支援体制の整備について、お分かりならと思ひまして、令和5年度からLINEの活用をされていいて、もう始められているのか、始められていいて、その反応はどうなのか、若い人たちの相談はどうつなぐのかというのは非常に難しいのと、相談でLINEを活用するのはとても難しい気がしておりますので、状況がもしお分かりなら教えていただければと思ひます。

あと、もう一つ教えていただきたいのは、13番のモニタリングシステムの導入、これは江戸川区児相が使っているような形のものなのかどうかということも教えていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

河津委員長 それでは、2点ですね。事務局からお願ひします。

小林子育て支援課長 まず若者相談の状況で、LINE相談の状況のご説明をしたいと思ひます。

LINEを活用したチャット相談、今年度から始まりまして、今年度の相談件数が今、2か月弱で集計すると全部で34件相談が来ていまして、そのうちLINEによる相談が11件ですので、4割程度がLINEによるものになります。そのほか、電話が14件と、電話が今のところ一番多いという状況になっています。

LINE相談のメリットでございますけども、気軽に相談しやすいということがあります。その件数にも出ているんだらうなと考えてございます。また、デメリットは、相手側からのリアクションがなかったり、途中で会話を切られてしまうといったケースがあつて、なかなか深いところまで内容が聞き取りにくかつたという状況があつたというふうに聞いてございます。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 児童相談所における音声分析・モニタリングシステムの導入について相談担当課長からご回答させていただきます。

こちらは委員おっしゃるとおり、江戸川区児相で導入したシステムと同様のものを導入する予定で今、進めてございまして、江戸川区で既に使われている音声を変換する辞書など、そういった蓄積されたデータもこちらに引き継がれるようになってございますので、より精緻な文字起こしができるようになると考えてございます。

以上です。

河津委員長 今の2点目のところは、27番の教育のほうでも同じようなことが書かれていますね。AIを活用した教育相談の実施と書いてあるんですけど、今のところは文字化をして、文字で共有するということまでで、それ以上の、音声による心の表情がどうであるとかそういうところまでは進化はしていないと考えてよろしいでしょうか。まだ比較的単純な活用の段階であるということでもよろしいですね。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 今、ご質問いただきました感情の分析などは、こちらのシステムに入っております。ただ、単純な文字起こしというだけではなくて、文字起こししたものを要約して経過記録を作るような機能でしたり、あとは相談内

容に応じて、例えば虐待という文字が出てきたら、そこが黄色く目立つようになったりですとか、相談内容に応じたマニュアルなどが自動的に表示される機能とか、そういったものがついてございます。

河津委員長 そうすると、要約機能まで持っているということなんですか。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 そうです。要約機能がついてございますほかに、児童相談所のスーパーバイザーが、ケースワーカーが聞いている通話内容を画面で確認できる機能がございまして、そういったところにチャットで指示を出したりとか助言をする機能もついてございます。

河津委員長 また現場で具体的に教えていただかないと理解できないかとは思いますが、そうすると、長々と話をしても、タイトルはつけられる。何々相談であるとか、それぐらいの機能は持っているということなんですね。分類ぐらいはできるような。

古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 そういった相談の分類をデータベースに蓄積して分析する統計機能もついているところでございます。

小堀子ども家庭部長 少し補足させていただきますと、今、仕様をまだ固めている段階で、今、入っているということではないです。これから入る予定になっていて、今、事業者さんと私どものほうで児童福祉司、現場の職員が入って、どういった機能を少しずつつけていくかというところで調整中でございますので、またそういったものの運用が始まりましたら、皆さん、ご承知のとおり、大変手狭な事務室ではありますが、何らかの形でモデルでお見せできるようなものがあればと思います。よろしく願いいたします。

河津委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

師岡委員、どうぞ。

師岡委員 先ほどの委員長の感想とちょっと重なりますけれども、区としての子ども・子育て支援施策、大変丁寧かつ手厚く予算を立て、さらには事業内容を幅広く取り組んでいること、本当に敬意を表したいですし、高く評価したいと思っております。

その上で、特に乳幼児期の保育、子育て支援について、33番に区立幼稚園給食開始があります。新規事業でありますけれども、同時に、番号でいうと3番には私立幼稚園の給食費負担減免とありますけれども、この辺のバランスというのは、金額的に公立幼稚園と取れているのかということは一つ確認しておきたいと思いました。

また、番号でいうと、4番目ですとか6番目には、子どもだけではなくて、幼稚園、保育園で働く保育士さんや幼稚園教員の皆さんへの支援も示されています。保育士不足等もマスコミで話題になっている昨今ですけれども、その支援もしっかりと子ども・子育て支援施策に含めていただいているのは大変結構だと思います。ただ、例えば6番目の奨学金支援は5年継続ということですが、この5年というのは、現状からしたときに妥当な年限になるのか、その辺、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、少し聞かせてい

ただければと思います。お願いします。

小堀子ども家庭部長 それでは、まず区立幼稚園、教育委員会のお話になりますので、私からご説明をいたします。

区立幼稚園については、給食の開始ということで、給食費は頂いておりません。公費で給食をお出ししているということになりますので、私立幼稚園はそれぞれの園の教育方針で毎日給食という園もあれば、牛乳だけお願いしますとかそういったことはありますので、お子さんたちが園の方針として園でお出しになっているものに対しては、今、7,500円の範囲で全て無償化になっているところがございます。おうちからお持ちになるお弁当のところについては、補助がありませんけども、園で統一で食べるものについては無償になっているような状況です。

あと、保育士のところについては、保育課長からお話しさせていただきます。

櫻井保育課長 こちらの奨学金の制度でございますけれども、現時点では5年間継続して勤務することを要件に返済を免除するという仕組みを取らせていただいております。実際に一、二年で残念ながら退職してしまうという事例もございますので、まずは5年間荒川区の保育園で働いていただいて、継続を図っていくという仕組みでございます。現時点で5年間は妥当な数字だと考えているところがございます。

師岡委員 私個人としては、例えばもう一年でも延ばしたほうがよいのかなと思っていたものですから、ちょっと意見を言わせていただきました。

恐らく、いろいろなデータがありますけれども、日本の保育者の経験年数は確かに5年ぐらいですけども、それは世界的な基準でいうと、まだ短いですね。だから、もう少し頑張ってもらっていただくこと、あるいは働くことにまたメリットを感じていただくような支援を、奨学金についても少し絡めてもよいのかなという思いがあったものですから、聞いてみました。

確かに一、二年で辞めてしまうということは、残念ながら現実としてありますけれども、繰り返しですが、少しでも長く働いていただきたい。そのことに対して、ちゃんと行政が支援していきますよということが今後もしっかり根づいて伝わっていくといいなというふうに思っております。引き続きお願いします。

櫻井保育課長 ご指摘、どうもありがとうございます。委員おっしゃいますように、少しでも長く保育士が同じ園で働いていくことが、我々としても保育の質の向上につながっていくことと考えてございますので、こちらの年数につきましては、改めて検討させていただきたいと思っております。

河津委員長 ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 先ほどの川松副委員長のご指摘と若干かぶるところもありますが、(2)の子どもの居場所事業の拡充のところ、近年、日本財団とかが推進している子どもの第三

の居場所事業というのがあったりしますけれども、夕食を提供したりとか、あと、既存の学童保育の時間を遅い時間まで延長したりすることで、貧困家庭の子どものための有効な施策になっているということが近年言われております。こちらの夕食を提供するというのはとてもすばらしくて、例えばお風呂に入ることができるような施設改修が行われたりとか、あと、特にひとり親家庭で親御さんがシフトで働いている子どもの時間の面、そこら辺のところはどのような形で支援しているのか、現状の実態とこれからの改善の方向みたいなところを一つ教えていただければと思います。

それから、(7)のケアリーバーの支援の実施のところで、これが新しい予算としてついたということで非常にいいことだなと思います。川松副委員長もまだこれで足りないんじゃないかということをおっしゃっておられましたけれども、板橋区とかは、これがふるさと納税で納税する予算のものになっていたりとかしまして、さらに予算を増やしたりとか、あと、ケアをリーブする直前の段階以前の長期的なリービングケアの中で、児童養護施設とか里親家庭の子どもが大学や専門学校に進学するという進学率が、働きかけが十分に行き届いていないところもあると思うんですけれども、率が向上しないという現状がありますので、ケアをリーブするかなり前の段階からの支援にここら辺の予算がより積極的に活用できることを望みたいなと思います。

あと、(9)の若者相談支援体制の整備ということで、LINEを使用した相談を開始するということですが、特に相談支援の必要な、生きるか死ぬかで苦しんでいたりとか、あるいは貧困状態で売春するしかないみたいな、そういった若者がLINEよりもツイッターとかで訴えていて、そこに対してSNSパトロールという形でより積極的なアウトリーチをしているようなNPOとか、あるいは自治体単位でそういうふうなところをサポートしている札幌市とかの取組がございます。なかなか荒川区の若者に限定するのは、ネット上でやると難しいところもあると思うんですけれども、そこら辺に対する方たちにこういった予算が使われていくのかどうなのかということも伺いできたらと思います。

以上です。

河津委員長 今、鈴木委員から幾つかご意見が出ましたけれど、事務局からどうぞ。

小林子育て支援課長 まずは子ども食堂の取組についてでございます。今現在、荒川区でも子どもの居場所づくりでいいますと7か所ありまして、食堂でいうと8か所あります。区で補助している団体が15か所、また、それ以外にも区の補助を受けずに自前で子ども食堂を実施しているところもございます。

今、鈴木委員おっしゃったように、様々な困難を抱える子どもたちへの支援の中で子どもの居場所をやっており、さらなる充実的なところで、今回、コメントにもありますけれども、昨年度からアウトリーチという形の新たな子どもの居場所事業の一環として新たに取り組んだ事業もでございます。今後やっていく中で出てくる課題等ありますので、そういった課題に対しまして、どういった支援のやり方ができるのかということも、今後しっか

りと検討していきたいなと考えてございます。

小堀子ども家庭部長 今、委員からご提案がありましたケアリーバーのふるさと納税の件なのですが、こちらについては、既に荒川区も実施しておりまして、子育て支援にご活用いただきたいというような項目がありまして、そこでふるさと納税も受けているところでございます。ただ、特別区、23区としましては、ふるさと納税の流出額が非常に多くて児童館1館を整備するほどの金額が流出していると。今年度の流出はさらにそれ以上になるのではないかと立っている立場でありますので、ふるさと納税でぜひ荒川区に納税いただきたいというのはやまやまなんです、なかなか区ですと魅力的な返礼品が見つからないですとか、どうしても体験型の返礼品になりがちですとか、ふるさと納税の納税額も不安定だったりしますので、ケアリーバーの支援について、もし予算額を増やしていくのであれば、しっかりと自分たちの予算の中で組み立てていきたいなと思っております。

若者相談支援体制「わか」につきましては、昨年12月に、とにかくコロナ禍で若者の相談窓口がないとということで、ほぼ急ごしらえのような形でまず始めました。本当にスタートしたばかりですので、これからどのように「わか」を充実させていくのかということは、まさに区議会からも宿題をいただいているところですので、ご提案のありました、今、LINEじゃなくて、インスタグラムとかダイレクトメッセージでつながったりすることが多いという話も聞いていますし、そういったところ、24時間パトロールするのにどれぐらいの予算をかければということもありますので、いろんなところをこれからまた研究していきたいなと思っております。

以上です。

河津委員長 師岡委員、どうぞ。

師岡委員 今、子ども食堂の話題が出たので、実態を改めて教えていただきたいと思えます。区内15か所ということですけど、たまたま私、八王子の実態を聞く機会があって、ちょっと人口規模が違うので、単純に比較はできないですけど、八王子の場合は2024年度目標値35団体で既に取組を進めていますが、今年時点でもう43団体あるそうです。そこで、荒川区が子ども食堂の目標値が幾つで、現時点の15か所からどのぐらいの数字を目指しているのか、また、適正な数というところでは、どうやって捉えていらっしゃるのか。その辺、教えていただければ参考になると思えますので、いかがですか。

小林子育て支援課長 私から回答を申し上げます。今、15か所ありますが、この数が20、30要なのかという明確な数値目標は立てておりません。ただ、先ほど申しましたように、ネットワークができてございまして、そういった団体のネットワークの中で、そこに様々なボランティア団体が加わっていている状況の中で、今年もこの4月に新たに子ども食堂ができたということもあります。そういった中で、やりたいというところ、幾つか声は聞いておりますので、我々としては、子ども食堂を増やすということは非常に重要なことだと思っておりますので、意欲のある団体がありましたら、積極的に我々は支

援して増やしていきたいと考えてございます。

師岡委員 何人受け入れたら補助の対象になるのかとか、回数などが結構ネックになるようです。やってみたいけれども、ちょっと手を挙げにくいんだという話も、荒川区ということではありませんが、時々聞く話なので、その辺の実態を把握した上で進めていくと、改善にもつながるので、いろいろご検討いただくとよいのかなと思います。

河津委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、なければ次に進みたいと思います。

資料4 - 1、一時保護所の第三者評価について、事務局からご説明をお願いします。

菊池子ども家庭総合センター副所長 それでは、一時保護所の第三者評価についてご報告いたします。

4 - 1が実施の概要を記載したもので、4 - 2が第三者評価書の本書になります。こちらの第三者評価を令和4年度に実施しました。第三者評価を通じて透明性の確保、運営の質の向上を図ることを目的としております。評価報告書は区のホームページでも公開しております。

第三者評価委員は、記載のとおり、獨協大学の和田先生、弁護士の角南先生にお願いしております。

3番です。評価の方法は、報告書の1ページにも詳細を記載しておりますが、国の手引に基づき、令和4年8月から12月にかけて所としての自己評価、入所児童アンケート、各種書類評価、実地調査を行った上で報告書をまとめていただきました。

4番、主な評価内容は、記載のとおりです。比較的高い評価をいただきつつ、このレベルを持続的に将来にわたって維持できることが大変重要とご指摘をいただいております。また、幾つか課題もいただいておりますが、既に改善に着手しております。今後もより一層の運営の質の向上に向けて努力してまいります。

雑駁ではございますが、報告は以上です。よろしくお願いいいたします。

河津委員長 掛川委員、どうぞ。

掛川委員 今の資料の10ページのところのA、B、Sで付けていただいているところですが、24番、25番の辺りで児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているかというのについて、自己評価も第三者評価もBとなっており、手前の詳しい解説のところでは、情報共有がよりスムーズになることが望まれる、特に他児相からの委託児についてといったようなコメントがされております。こちらについて、特に荒川区のお子さんたちについては同じ建物内に児童福祉司や心理司がいるわけですが、それでも情報共有は、特に他児相からのというふうには書いてありますが、こちらの児相の福祉司や心理司との連携、情報共有というのは十分にできていたのだろうかという質問が1つ。それから、他児相との連携というのがうまくできていなかったところについては、どのような改善が図られたのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、法令遵守、環境改善に取り組んでいるかということについては、具体的にどんなことが指摘されたのかということをお教えいただきたいと思えます。

河津委員長 では、事務局でよろしくどうぞお願いします。

菊池子ども家庭総合センター副所長 福祉司や心理司との連携につきましては、回数がかかれていたり、一時保護所の職員はシフト勤務ということもありましたので、職員の実感としても、もっともっと連携をしたいということで、早速、改善に着手してまして、毎週1回、心理司と保護所の職員とケースワーカーでケース会議をルール化して実施しているところです。

それから、他区の児相との連携の件ですけれども、他児相の子どもを委託したときに、もう少し行動分析とかを委託元にフィードバックできないかということのご指摘でした。これは区同士で関わることで、児相長会などで議題として今、議論しているところです。

それから、法令遵守や環境改善につきましては、アンケートを職員にとったときには、ちょうど中高生で対応が困難な児童が多かったものですから、少し職場環境ということで、職員の自己評価が低くなったかなと思っております。

以上でございます。

河津委員長 よろしいでしょうか。

掛川委員 最後の部分のご解説がちょっとよく分からなかったんですが、職場環境としてのということ、職員さんの自己評価が低かったので、その部分はもう少し頑張ってくださいねという意味合いだったということですかね。

菊池子ども家庭総合センター副所長 そうですね。職員の自己評価がBになっているというのは、そういった理由があると思えます。

それから、評価者でも同じくBになったのは、環境という意味で、定員が140%、定員10人に対して瞬間的に14人という状況でしたので、そのところで保護所としてはこういう評価ということで指摘を受けております。

掛川委員 ありがとうございます。

河津委員長 ほかの皆さんから質問やご意見があれば、どうぞお願いいたします。

坂井委員 1点だけ。報告書の8ページ、評価委員Aという方のご意見の中で、「子ども会議については他自治体を参考にシステムを作っているが、さらに良い手法を検討することも一考である。」は良いとして、「外部アドボカシー団体等ではなく、すでに信頼関係のある職員や、ほぼ毎日保護所で子どもと交流する管理職など、子どもから信頼と安心感を得ている方々と手法をさらに向上させるのが望ましい。」とあって、これは一体何を言おうとしているのでしょうか。つまり、ふだん、職場で子どもたちと会っている職員たちは、職員として専門職アドボカシーを意識してやっていく必要があるわけですが、専門職アドボカシーでは足りないから、外部から独立アドボカシーを入れる必要があると

というのが基本的に子どもアドボカシーの議論です。子どもの意見表明支援員というのも基本的に外部からの独立アドボカシーです。中の職員たちがしっかりやろうよというのはいいんですけども、あえてこういうふうに言われているというのは、何か問題があったからこうなっているのでしょうか。もしお分かりになればお願いします。

菊池子ども家庭総合センター副所長 講評で伺ったことといたしましては、なかなか外部の職員が来て、子どもの本心を聞き取るということも実務上悩ましいというか、課題も今、トライアルしているところで見受けられるので、まずはうちの保護所については、職員が子どもの本音を聞く体制がよく取れているので、そういったことを広げていくのも1つの手法ではないかという趣旨でのご指摘と聞いております。

坂井委員 分かりました。ありがとうございます。

河津委員長 池田委員、どうぞ。

池田委員 今の点、私もちょっと気になりました。評価委員Bの方の の5行目辺りでも、「一時保護所におけるアドボケイトの実質的保障の一端に触れられたように感じた」とありまして、これは多分、児童相談所職員の方が子どもの意見表明に十分配慮しているということをお示しになっているんだらうと思うんですが、あえてちょっときつい言い方をすると、職員が制度的に子どものアドボカシーを保障していく、子どもの意見をちゃんと聞いていくのは当たり前のことで、それがよくできていますねということは評価すべきことなんですが、坂井委員がおっしゃったように、法律でも保障していくべきは、外部的な独立のアドボケイトを入れていきましょと。日々の中の子どもの本音とかそういうことに加えて、その中でも言えないことがあるかもしれない、あるいは十分にそういう機会が保障されていないこともあるということで、外部の専門アドボカシーを入れていきましょという流れがあるわけですので、そこと整合性が取れているのかなという疑問がないことはないと思うんです。ですから、第三者評価ということについて、積極的に評価されているということは評価しつつ、さらに外部的なアドボケイトの導入あるいは活用ということについても、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

河津委員長 どうぞ、事務局で。

小林子育て支援課長 一時保護所において声を聞くということで、先ほど話にありました意見箱等を置いたり、相談専用電話を設置したり、また、子どもの権利ノート及び相談はがきを配布しまして、子どもたちの声を聞くというような取組をしているところでございます。相談状況におきまして、数的には、令和4年度ですと4件、今年度に入っても数件こういった声も上がってきてまして、それに対しまして、支援員が対応した上で必要に応じて調査員、弁護士等の先生方に入っていただく調査員が介入して対応しているというような制度を取っているところでございます。

池田委員 それに対する評価はの中で触れられている箇所はございますか。お教えいただけますか。

菊池子ども家庭総合センター副所長 第三者評価委員につきましては、特にこの評価書では、外部の動きについては特段ご指摘はなかったかなと考えております。

河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

いずれにしても、大変よい評価なので、嬉しい限りですけれど、一方では、東京都の児童相談所は一時保護所が満杯で、武蔵丘だけでなく、二葉学園にも一時保護所をつくってほしいと言われているぐらいなので、ある意味では、荒川区が多少定員オーバーの日もあるようですけれど、比較的定員を守って運営できているという辺りも一つのポイントなのかなという気がしましたので、なるべく定員を超えない範囲内で子どもたちが本当に安心できる場所、安心して自分を表現できる場所になっていただければいいのかなと思いました。

では、資料5について事務局からお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、荒川区子どもの条例の制定についてでございます。こちらにつきましては、荒川区議会の議員提案ということで、本年2月に議会で可決されまして、本年4月より施行されたものでございます。

この条文は前文と11条から成ってございまして、主に3条で基本理念を掲げてございます。子どもの最善の利益、子どもにとって最もよいことを優先して考えること、また、差別を受けず、権利の主体として尊重されること等、子どもの権利条約に掲げる原則や権利を踏まえた基本理念となっております。

また、第4条で子どもの権利、第5条から第8条までが保護者、区民、育ち学ぶ施設、区、それぞれの役割を規定してございます。9条では、先ほど先生方からもご意見ありました子どもの意見表明参加についての規定をこちらで位置づけてございます。10条でそのための区の取組を行うこととしているところでございます。

前回、昨年の権利擁護部会で条例案のご意見をいただきまして、今度の条例にどう反映したかということのご説明を簡単にさせていただければと思います。

前文の中の9行目に「将来にわたり」という表記がございます。これは案が漢字表記になってございましたが、平仮名が適切だというご指摘がありましたので、修正いたしました。

また、12行目に子どもの夢、希望、笑顔という3つの言葉を並べた表現になってございましたが、「子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた」という表記に修正をさせていただきました。

また、第5条の「子どもの権利が守られ」という表現がもともとありましたけども、「子どもの権利を守り」ということで、能動的な表現が適切ではないかというご指摘がありましたので、修正させていただきました。

この条例ができたことを受けまして、区では、区民の方々にまずは知っていただかなければいけない、これは大変重要であると考えてございまして、周知啓発に取り組んでおり

ます。区報、ホームページ、SNSの情報はもちろんですけども、今回つけさせていただいていますリーフレット、啓発グッズ、また、講演会開催、秋にはパネル展示も予定してございます。

また、子どもの権利侵害等の対応につきましては、今現在、子どもの権利擁護相談事業の準備を行ってございます。こちらは弁護士や臨床心理士といった専門的な知見を持つ権利擁護委員さんを指定いたしまして、子どもからの権利侵害、また不利益等に関する相談を気軽に相談できる体制を今、構築の準備をしてございます。今のところ、10月からこの制度スタートに向けて準備をしてございます。

また、先ほど川松副委員長からもありました子どもの意見の反映については、法律にも規定してございますが、子どもの施策に子どもの意見をどう反映させるかということも法律にも規定されてございます。また、意見反映の手法につきましては、今、区の内部でも検討を進めているところでございまして、これは大変重要な課題だと考えてございまして、今後、こういった仕組みの検討に当たりまして、先生方のご意見もいただければと思っております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

河津委員長 ありがとうございます。

昨年の秋は、取りあえず意見を聞くということで権利擁護部会にかかったんですけど、委員長としては、この問題は各部会の所掌事項を超えているので、まさに児童福祉審議会そのものと、このメンバーで本来意見を聞くべきではないかということと、権利擁護部会以外の委員の方にも、それぞれご意見を聞いてほしいということで、そういう取扱いにしました。意見を述べ、今の説明で申し上げた意見は通っているんだなということが確認できたので、言いつ放しでなくて済んでよかったという思いはあります。

これについて委員の皆さんからご意見があれば、どうぞお願いいたします。川松副委員長。

川松副委員長 ご説明ありがとうございました。また、子ども権利条例が制定されたということで、一歩進んでよかったなと思います。

子どもの意見を反映する仕組みということでは、様々な施策を立てる上で、子どもの委員会のようなものであるとか、区政の実際の審議の場に子どもがどれだけ参画できるかとか、そういったところもこれから課題になると思うんですけども、先ほど私が伺ったのはそれとは違いまして、施設入所児童あるいは里親委託児童、一時保護児童に対する意見表明支援の仕組みづくりは、今、どういう検討状況にあるかということ伺いたったんですね。第三者委員は恐らくもう既に入っていると思うんですけども、他区でやっているような、民間団体が意見表明支援として月に何回か入ってきて、子どもたちと仲よくなりながら、子どもの声を聞くという取組が始まっているところですけども、こういう仕組みについて、荒川区ではどのように導入していく検討がされているかということにつ

いて伺いたいなど。民間団体と連携されるのか、どういう構想を持っていらっしゃるか、可能な範囲で伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

菊池子ども家庭総合センター副所長 今、他の先行児相や一時保護所の例も勉強しながら、どういうやり方が望ましいかというのを検討している段階であります。個人か団体かということもまだ検討段階で特段決めておりません。早急に対応してまいりたいと考えております。

川松副委員長 ということは、これから検討に入られるということになるんですか。

菊池子ども家庭総合センター副所長 そうですね。今、調査研究というか、いろいろ情報収集しているような段階です。

川松副委員長 では、ぜひ進められることを願っております。

河津委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

このパンフレットはもう出来上がっているものですが、開いたところで最初に4つの権利が書かれているんですけど、1番目のところは主語が誰になるのか、ちょっと分からないなど。子どもにとって最もよいことを第一に考えることというのは、区民みんなでということが主語になるんでしょうかね。

2番目は理念だと思えますけど、3は大人が適切な支援を行うことということで大人が主語になっていると思えますし、4は子どもが自分の意見を表して、大人と一緒に考えることということなので、主語は大人と子どもと一緒にということだと思うんですけど、1番目のところが読んだときに、ここの主語は何だろうというふうにちょっと疑問に思ったんですけど、出来上がっているものなので、その次の改定の際には、もうちょっとここが鮮明になるほうがいいかなと思いました。

それから、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の意見も大切にということは、東京都が子どもの権利ノートをつくったときに、最初の売りとしてこの言葉を入れたんですよ。それまでほかの先行している県の中には、子どもの権利だけで、ほかの子どもの権利も一緒に考えようという部分がなかったので、そこを特色にしていたものですから、荒川区の中にもこれが入っているということは、とてもよいことだと思いました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、最後の議題になります。6番目ですね。事務局でお願いいたします。

小林子育て支援課長 それでは、児童養護施設の開設についてご報告いたします。資料6-1と6-2をご覧ください。

令和2年の児童相談所の開設に続きまして、措置児童の入所先として、児童養護施設の区内整備に向けて準備を進めてまいりました。令和5年4月に荒川八丁目に児童養護施設クリスマス・フォレストを開設いたしました。運営事業者につきましては、隣の足立区において50年以上にわたり児童養護施設を運営している社会福祉法人友興会というところ

でございます。

こちらの施設でございますけども、定員が24人になってございまして、これに加えて、既に区内に開設していた定員6名のグループホームをクリスマス・フォレストの所属といたしまして、合計定員は30名となっております。この施設におきまして、ショートステイ事業、里親支援事業等も区の委託事業として実施しているところでございます。

現在、入所者数につきましては、本体の施設で16名、グループホームで5名ということで、計21名の入所者がいるところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

河津委員長 ありがとうございます。

この件については、いかがでしょうか。

それでは、これをもちまして、令和5年度第1回荒川区児童福祉審議会を終了いたします。ありがとうございました。